

社会福祉法人多良木町社会福祉協議会非常勤役員等の報酬・費用弁償及び旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人多良木町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の非常勤役員等が職務のため勤務した場合や研修等に参画した場合の報酬及び費用弁償並びに旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第2条 非常勤役員等が職務のために勤務した場合、または会長から召集された各種委員会委員、調査等の委託を受けた民生委員等が会議等に参加した場合は、次のとおり報酬及び費用弁償を支給することができる。ただし、町長等及び公務員については支給しない。

1 報酬の額

(1) 非常勤役員等（日額）

- ① 監 事（監査時）：6,000円

2 費用弁償の額

(1) 非常勤会長 : 1,500円

(2) 非常勤役員等 :

- ① 理事・監事 : 1,500円
- ② 評議員 : 1,500円
- ③ その他の委員 : 1,500円
- ④ 民生委員及び福祉団体等 : 1,500円
- ⑤ 長期調査等の場合 : 1回3,000円

(旅 費)

第3条 非常勤役員等が職務のため旅行した場合は、本会職員等の旅費支給規程により、旅費を支給することができる。

(補 則)

第4条 この規程に定めるものの他、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程（一部改正）は、平成15年12月1日から施行する。

この規程（一部改正）は、平成19年4月1日から施行する。

この規程（一部改正）は、平成26年5月29日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この規程（一部改正）は、平成29年4月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。